

ひろしまけん 交通指導員だより

2017.11
第36号

発行：広島県環境県民局
県民活動課
(交通安全対策室)

☆交通指導員活動状況☆

東広島市交通指導員の活動を取材しました。

10月24日(火)、スーパーマーケット、シヨージ黒瀬店にて、来店者を対象に東広島市交通指導員の皆さんによる交通安全教室が行われました。メインは「俊敏性測定コーナー」で、2本の棒の上から落ちてくる光をつかむタイミングによって俊敏性年齢を測るといふものです。年配のお客さんが主で、光をうまくキャッチできず、年齢との差にびっくりする人もいましたが、神垣和美交通指導員の軽妙なトークを交えながらの説明に、和気あいあいとしていました。また、幸野真由美交通指導員は、暗い中では色によって見え方が違うこと、夜道では反射材を身に着けることなど、分かりやすく説明されていました。本県での日頃の交通安全啓発は、このような交通指導員の皆さんの地道な活動に支えられていることを実感して、取材を終えました。



↑ 俊敏性測定コーナーの様子



↑ 神垣さん



野さん 幸野さんの後姿は制服の姿が素敵です。

列ができるほど盛況でした。↓

交通安全協会の皆さんが店外で呼び掛けている様子！



平成29年広島県交通安全
年間スローガン
「まだ行ける
渡れそうでも
待つゆとり」

上向きライト点灯

夜間、車を運転する時は、上向きライトが基本です。発見の遅れが交通事故につながります。ドライバーの方は、夕暮れになったら早めにライトを点灯し、上向きライトで安全性を高めてください。

※対向車や前に車がいる時などは下向きライトにこまめに切り替えてください。

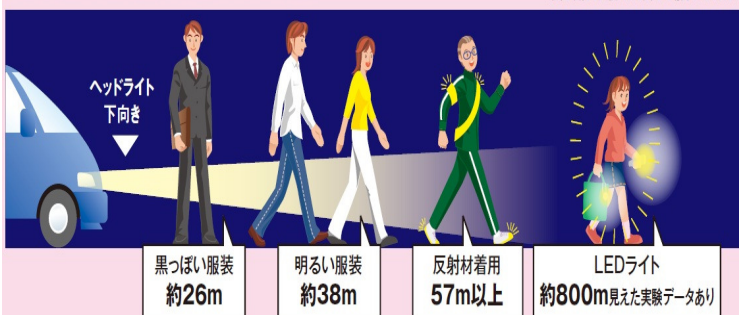
反射材などの活用

歩行者の方は、夕暮れ・夜間の外出時には反射材やLEDライトを活用し、自分の存在を早く、ドライバーに知らせましょう。また、慣れた道でも気を抜かず、周囲の安全を確認してから横断歩道を渡りましょう。



■夜間、車から歩行者が見える距離

(視認距離は実際により異なる場合があります)



年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

☆実施期間

12月1日（金）～10日（日）

☆運動の重点

高齢者の交通事故防止

- ・夕暮れ時や夜間外出する際は、反射材用品を着用しましょう。
- ・夕暮れ時に車を運転する際は、早めにライトを点灯しましょう。

飲酒運転の根絶

- ・お酒を飲んだら、絶対に車を運転しない。
- ・車を運転する人にはお酒を勧めない。

自転車の安全利用の推進

- ・自転車安全利用5則を守りましょう。
- ・自転車の交通ルールと交通マナーを守りましょう。



年末交通事故防止県民総ぐるみ運動開始式等を実施します

行事名	日時・場所	内容
開始式	12月1日（金） 午後4時～ 県庁正面駐車場	・県交通対策協議会代表による交通安全宣言 ・交通安全自動車パレード 出発式
街頭キャンペーン	12月1日（金） 午後4時30分～ そごう広島店前、本通り西側入口の2か所	交通対策協議会各機関・団体による交通安全の啓発品（チラシ、反射材用品等）の配布



飲酒運転の行政処分と罰則

飲酒運転の死亡事故率は飲酒なしの約9倍！

運転者の状況	罰則	違反点 ^{※1}	行政処分 ^{※2}
酒酔い運転 アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点	免許取消（欠格期間3年）
酒気帯び運転 呼気中アルコール濃度が0.25mg/ℓ以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	25点	免許取消（欠格期間2年）
		13点	免許停止（90日）

※1：前歴及びその他の累積点数がない場合

※2：欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

飲酒運転周辺者も厳しく罰せられます。

- 車両提供した場合…5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 酒類提供した場合…3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 車両同乗した場合…3年以下の懲役または50万円以下の罰金



「飲酒運転を絶対にしない！させない！許さない！」を徹底しましょう！

ごく少量の飲酒でも能力低下を招き、アルコールの分解消化能力の高さ（酒の強さ）には関係なく、身体能力は低下し、交通事故を起こす危険性が著しく高くなります。

アルコールの血中濃度に安全域はありません。

飲酒運転の根絶！